

栃木県循環器病対策推進計画の概要について

計画期間：令和3(2021)年度－令和5(2023)年度

策定の趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(脳卒中・循環器病対策基本法)」が令和元(2019)年12月1日に施行され、国が同法第9条第1項に基づき、「循環器病対策推進基本計画」を策定したことに伴い、本県の循環器病に係る実情を踏まえ、地域の特性に応じた「栃木県循環器病対策推進計画」を策定し、循環器病対策の一層の推進を図る。

全体目標

2040年までに、「3年以上の健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。

個別施策

(1)循環器病予防の取組の強化

- ①循環器病の予防や発症時の対応等に関する普及啓発
- ②特定健康診査、特定保健指導等の実施率向上に向けた取組

(2)循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

- ①救急救護体制の整備
- ②病期に応じた専門的医療提供体制の構築
- ③在宅療養が可能な環境の整備

(3)循環器病患者等を支えるための環境づくり

- ①循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- ②循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ③治療と仕事の両立支援・就労支援

(4)循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備

- ①循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

重点取組事項

計画の実効性を高めるため、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの計画期間に重点的に取り組む事項を、脳卒中对策及び心血管疾患対策のそれぞれについて、以下のとおり定めることとする。

●脳卒中对策に係る重点取組事項

- ①地域の健康課題に応じた予防対策
- ②病期に応じた専門的医療提供体制の構築
- ③治療と仕事の両立支援・就労支援

●心血管疾患対策に係る重点取組事項

- ①地域の健康課題に応じた予防対策
- ②適切な急性期医療を提供できる医療提供・連携体制の整備
- ③在宅療養が可能な環境の整備

循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- 2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策
- 3 循環器病対策の進捗状況の把握及び評価等
- 4 計画の見直し